

日本財団 海と灯台プロジェクト
2025年度「海と灯台利活用チャレンジ事業」募集要項

一般社団法人海洋文化創造フォーラム

1. 趣旨

本事業は、
灯台を訪れる人を増やし、海や周辺地域への興味関心を高めることを目的として、
全国各地の灯台を活用する事業企画を募集し、灯台利活用の可能性を広げるものである。

※日本財団「海と日本プロジェクト」の一環として、灯台を中心に地域の海の記憶を掘り起こし、地域と地域、異分野と異業種、日本と世界をつなぎ、新たな海洋体験を創造していく日本財団「海と灯台プロジェクト」の2025年度事業のひとつである

2. 対象となる事業

海と灯台プロジェクトが取り組む3項目の達成に資する事業。

<海と灯台プロジェクトが取り組む3項目>

1. 航路標識としての役割が変化した灯台の存在意義や継承理由を正しく伝える
2. 灯台が果たしてきた地域固有の役割や機能、存在価値を物語化する
3. 灯台が持つ多様な価値と利活用の可能性について、戦略的に取り組む

<事業例>

- ・灯台および灯台周辺地の魅力を生かしたイベント
- ・灯台の価値、役割、魅力を伝える講座、シンポジウム
- ・灯台にまつわる体験観光プログラム、アクティビティ

<事業完了時に求める提出物>

①成果報告書

②完了報告書・収支計算書

※このほか途中で、事業のニュースリリース、写真・動画、
各種成果物などの提出物がある（採択後に事務局より説明）。

3. 事業の流れ・スケジュール

応募〆切	2025年5月30日（金）
採択結果の通知・契約手続き	2025年6月
事業実施期間	2025年7月～2025年11月30日（日） ※1
委託費の支払い	2025年8月
事業完了日	2025年11月30日（日）
事業完了の書類等提出	2025年12月 ※2

※1 審査の状況等により、開始日は前後する

※2 事業完了の書類等とは、成果報告書、完了報告書・収支計算書、
写真・動画データ、各種成果物等である。

4. 委託費

1事業あたり110万円（税込）

5. 応募資格

(1) 以下の要件をすべて満たす日本国内の団体

幹事社1社（法人格を持つ企業または団体、地方自治体、観光協会、地域活性化事業等の実績を持つ任意団体のいずれか）と構成員1者以上からなるコンソーシアム。
応募団体（コンソーシアムの構成員も含む）に以下が含まれないこととする。

- ・会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。

(2) 留意点

①以下について、あらかじめ承諾する団体であること（必須）

- ・イベント会場や制作物等に、日本財団「海と灯台プロジェクト」の一環として実施していることを明示する。
- ・事業をより良いものとするために、事務局、日本財団と協働する。（視察受入れや実施内容に対するコミットなど）
- ・事務局の指定する広報フォーマットに基づき、事前のリリース資料の作成・発信、事後のレポート資料の作成・発信に取り組むこと。
- ・全国における灯台利活用促進に資するために、成果報告書の「海と灯台プロジェクト」Webサイトでの公開をあらかじめ承諾すること。また、第三者利用可能な写真・動画の提供に協力すること。

②海と灯台プロジェクト 2025年度イベントの観覧・参加について（任意）

当プロジェクトでは、以下のイベントの実施を予定している。

灯台利活用の参考となる内容であるため、可能な場合はご参加ください。

- ・2025年10月中旬（予定）海と灯台サミット 場所：東京都内（予定）
※なお、「海と灯台サミット」にて成果発表やコンテンツ提供等の協力を依頼する可能性がある。

③同一団体による同一灯台を対象とした「新たな灯台利活用モデル事業」との重複応募も可能だが、「新たな灯台利活用モデル事業」の採択が決定した場合、「海と灯台利活用チャレンジ事業」は選考対象外となる。

6. 応募方法等

(1) 申請書類

- ・申請書、事業費内訳（指定フォーマットあり）
- ・申請内容補助資料（様式任意。実施内容・体制等がわかるもの）
- ・コンソーシアム協定書のコピー（様式任意。参考フォーマットあり）

(2) 提出方法

申請書類一式をデータで下記のメールアドレスへ提出

(3) 申請書類の提出先・問合せ先

海と灯台プロジェクト事務局 担当：内藤香海、阪口大輔
（一般社団法人海洋文化創造フォーラム 内）
メールアドレス：toudai@umi-nippon.com

7. 応募期間

2025年4月1日（火）～2025年5月30日（金） 17:00

※メールの件名を「海と灯台利活用チャレンジ事業応募（団体名）」とすること。

8. 採択件数（予定）

5～10事業程度

9. 選考の基準

提出された申請書に基づき、以下の観点から選考を行う。

- ①海と灯台プロジェクトが取り組む3項目の達成に資する事業であるか。
- ②事業性、実施体制、話題性、予算計画等

10. 対象となる経費

対象となる経費は、海と灯台利活用チャレンジ事業の実施に必要な経費とする。

科目（例）	内容
委託費	企画運営、調査研究など事業の一部を他に委託する費用
旅費交通費	事業を実施するために必要な出張旅費や交通費など
消耗什器備品費	事業に直接必要な機材や備品等の購入費
印刷製本費	ポスター・パンフレット等のコピー・印刷など
通信運搬費	郵送料、宅配便代など
会議費	会場借用料、会場設営費用など
諸謝金	外部の専門家に対する謝金
広告宣伝費	情報発信や事業告知等についてチラシ、ポスター、ウェブ等の制作・構築・発信に係る費用 ※原則的に媒体購入（新聞・テレビ等の広告枠の購入）には用いることができない。
事業管理費	事業を実施する上で必要な事務局人件費・諸経費
雑費	少額かつ上記経費項目に含めることができない諸経費
建設費、設計費	建物の建設と設計にかかる費用（既存建物の改修、新設いずれも可）

11. 対象とならない経費

- ・ 事業に直接関係ない経費
- ・ 旅費交通費でのファーストクラスやグリーン車などの特別料金
- ・ 会議費の範囲を逸脱し、社会通念上、接待交際費に当たるもの
- ・ 土地などの不動産購入費用、賃貸に係る敷金などの経費
- ・ 外構植栽工事などの付帯的工事費
- ・ 税金、保険料等の購入に係る諸費用
- ・ 自法人の収入と因果関係のある経費
- ・ 事業期間外に係る支出（本申請に係る経費など）

12. 選考結果の通知

採否に関わらず、メールにて、結果を通知する。

（採否のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください）

13. 参考情報

類似取り組み（2024年度）

- ・「三国 灯台まちあるき」
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000003085.000077920.html>
- ・御前埼灯台150周年記念「風と灯台フェスティバル」
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000003091.000077920.html>
- ・「おのみち灯台てらすプロジェクト」
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000003131.000077920.html>